

第二条第五項中「年一・〇五パーセント」を「年一・二パーセント」に、「年三・五五パーセント」を「年三・七パーセント」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前にこの規則による改正前の鳥取県農業近代化資金利子補給規則第三条の規定による利子補給契約に基づく利子補給についての知事の承認の行われている農業近代化資金については、なお従前の例による。

訓 令

鳥取県訓令第一号

鳥取県公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成元年一月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県公印規程の一部を改正する訓令

鳥取県公印規程（昭和二十六年十月鳥取県訓令甲第二十一号）の一部を次のように改正する。

第六条ただし書を次のように改める。

ただし、管守者の承認を受けた場合は、この限りでない。

別表一の項中

第五号
鳥取県知事印
二八ミリメートル平方
広報文書課長

賞状
表彰状
用
感謝状

賞状
表彰状
用
感謝状

調印式用

携帯用手帳、免許証その他広報文書課長が適当と認めるもの

を

に改める。

別表二の項中

第二号
鳥取県知事印
長方形 縦六ミリ 横九ミリ メートル
広報文書課長

第五号	第六号	第七号
鳥取県知事印	鳥取県知事印	鳥取県知事印
二八ミリメートル平方	二八ミリメートル平方	一五ミリメートル平方
広報文書課長	広報文書課長	広報文書課長

免許状類の
書きかえ承
認用及び一
般文書の訂
正用

免許証類の書
換え承認用及
び一般文書訂
正用

危険物取扱者
保安講習及び
消防設備士講
習の修了認定

に改める。

この訓令は、平成元年四月一日から施行する。

附 則

告 示

鳥取県告示第八十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第六十七条第一項第二号に掲げる事由により、次の土地改良区が解散したので、同条第三項の規定により告示する。

第二号	鳥取県 知事印	長方形 縦六ミリ 横九ミリ	広報文書課長
第三号	鳥取県 知事印	長方形 縦四ミリ 横一メートル	消防防災課長

平成元年一月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 鳥取市松原土地改良区
- 鳥取市上井手土地改良区
- 鳥取市雲山土地改良区
- 青谷町桑原土地改良区
- 五ヶ井手土地改良区
- 丹比村下徳丸土地改良区
- 森土地改良区
- 殿河内土地改良区
- 米沢村貝田土地改良区
- 日野村本郷土地改良区
- 大宮村印賀土地改良区

鳥取県告示第八十八号

日野町が行う土地改良事業（農村地域農業構造改善事業日野（本郷）地区区画整理）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成元年一月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

平成元年二月一日から二十日間

三 縦覧に供する場所

日野町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、河原町が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（水田農業確立対策特別型）北村地区農業用排水）を平成元年一月二十七日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

平成元年一月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第九十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、鳥取市が行う土地改良事業（農村基盤総合整備事業明治（金原第二）地区農道整備）を平成元年一月二十七日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

平成元年一月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第九十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、三朝町が行う土地改良事業（地区再編農業構造改善事業門前地区農道整備）を平成元年一月二十五日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

平成元年一月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第九十二号

赤碓町が行う土地改良事業（団体宮ほ場整備事業山川地区区画整理）に係る土地改良事業計画の変更認可申請については、審査した結果適当と決

定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第九項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成元年一月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業変更計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

平成元年二月一日から二十日間

三 縦覧に供する場所

赤碓町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九十三号

三朝町が行う土地改良事業に係る旭西地区牧工区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成元年一月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

平成元年二月一日から二十日間

三 縦覧に供する場所

三朝町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九十四号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成元年一月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

気高郡鹿野町大字末用字乳母ヶ谷二一九九の一（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的
水源のかん養

3 解除の理由
道路用地とするため

二1 解除予定に係る保安林の所在場所
気高郡鹿野町大字末用字先祖岬北平二一九七の一（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備

3 解除の理由
道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び鹿野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第九十五号

昭和四十九年十月鳥取県告示第九百四十五号（漁業災害補償法による漁業共済に係る区域及び区分の設定について）の一部を次のように改正する。

平成元年一月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

第一号の表境港加入区の項中

- 1 弓浜漁業協同組合に所属する者の行う法第四百条第二号に掲げる漁業
- 2 その他の者の行う法第四百四条第二号に掲げる漁業

に改める。

第二号の表田後加入区の項区分の欄2中「以下同じ。」を「以下同じ。」及び小型いかつり漁業」に改め、同欄中3を削る。

第二号の表境港加入区の項区分の欄中4を次のように改める。

4 弓浜漁業協同組合に所属する者の行う小型いかつり漁業

第二号の表境港加入区の項区分の欄中5を8とし、4の次に5から7までとして次のように加える。

5 弓北漁業協同組合に所属する者の行う小型いかつり漁業

6 その他の者の行う小型いかつり漁業

7 機船船びき網漁業（船びき網を使用して行う漁業であって使用する漁船の合計総トン数が十トン以上二十トン未満であるものをいう。）

平成元年一月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

届 出 事 項		漁業者調書の縦覧	
発起人になろうとする者の住所及び氏名	加入区	漁業の区分	場 所
気高郡気高町大字八束水一五六一 芳 尾 力	浜村加入区	漁業災害補償法第百四条第二号に掲げる漁業	浜村漁業協同組合
気高郡気高町大字八束水二七〇六 浜 田 忠			
気高郡気高町大字八束水一五七四 浜 辺 正 美			
			平成元年一月三十一日から二月十四日まで

鳥取県告示第九十六号

漁業災害補償法施行規則（昭和三十九年農林省令第三十五号）第四十八条の二において準用する同規則第四十六条第一項の規定に基づき、漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第百八条の二第二項に規定する同意を求めることについて、発起人になろうとすることに係る届出があったので、漁業災害補償法施行規則第四十八条の二において準用する同規則第四十六条第三項の規定により、次のとおり告示する。

鳥取県告示第九十七号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第十四条第一項の規定に基づき、倉吉市上井西土地区画整理組合の設立を認可したので、同法第二十一条第三項の規定により、次のとおり告示する。

平成元年一月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 組合の名称

倉吉市上井西土地地区画整理組合

二 事業施行期間

平成元年一月三十一日から平成二年三月三十一日まで

三 施行地区

倉吉市上井字外中島、字内中島及び字柳原の各一部

四 事務所の所在地

倉吉市上井町一丁目七一四

五 設立認可の年月日

平成元年一月二十八日

六 事業年度

四月一日から翌年三月三十一日まで

七 公告の方法

事務所及び倉吉市役所の提示場に提示して行う。

鳥取県告示第九十八号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成元年一月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

昭和六十三年十二月二十三日 鳥取県指令受都計三十二第二十六号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市吉岡温泉町字湯尻及び字東下町

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市吉岡温泉町八七五―四

山根 宥

鳥取県告示第九十九号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成元年一月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

昭和六十三年十月二十五日 鳥取県指令受鳥土維第八百二十号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市湖山町南二丁目

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市片原一丁目一〇七

有限会社海南開発

代表取締役 森岡大之郎

鳥取県告示第百号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成元年一月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

昭和六十三年十一月三十日 鳥取県指令受米土維第九百九十二号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市夜見町字砂濱三

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市旗ヶ崎一四六

有限会社太田工務店

代表取締役 太田幸成

鳥取県告示第百一号

昭和五十年六月鳥取県告示第五百二十七号（鳥取県指定金融機関、鳥取県指定代理金融機関及び鳥取県収納代理金融機関の店舗の名称等について）の一部を次のように改正し、米子信用金庫に関する部分は平成元年二月一日から、株式会社山陰合同銀行に関する部分は同月十三日から施行する。

平成元年一月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

第一号の表の株式会社山陰合同銀行の項中

大阪市東区平野町二丁目

を

大阪市中央区平野町二丁目

に改める。

第三号の表の米子信用金庫の項中

米子市旗ヶ崎

を

米子市旗ヶ崎丁目

ヶ崎二

に改める。